

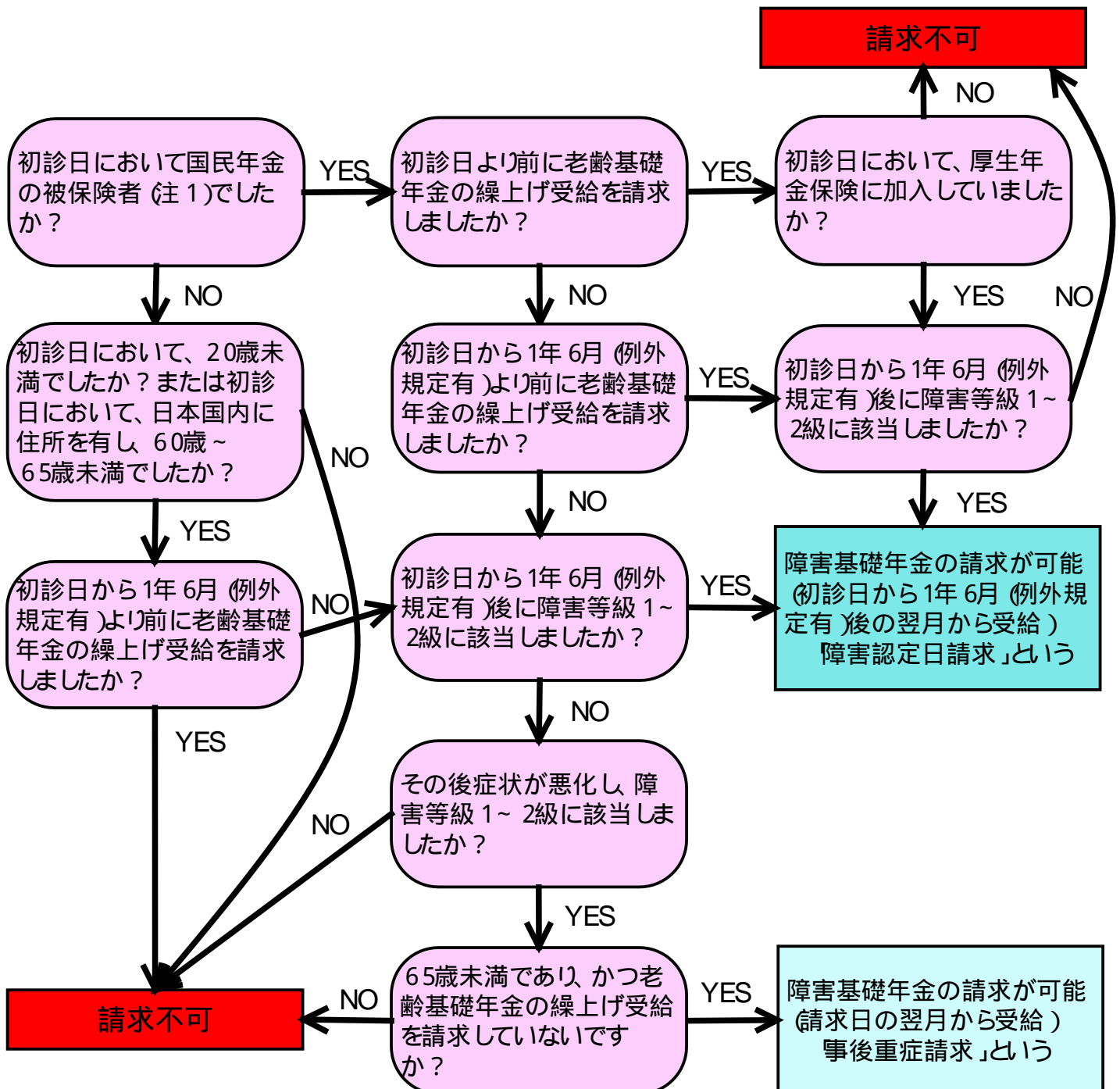
簡易版 障害年金の受給資格フローチャート

障害厚生年金および障害基礎年金が受給できるかを判定するフローチャートです。実際にはこのフローチャートのように明確に判断できるものではないことをご了承のうえ、ご利用ください。

他に、保険料納付要件があります。次頁注2を参照してください。

○障害基礎年金受給資格フローチャート

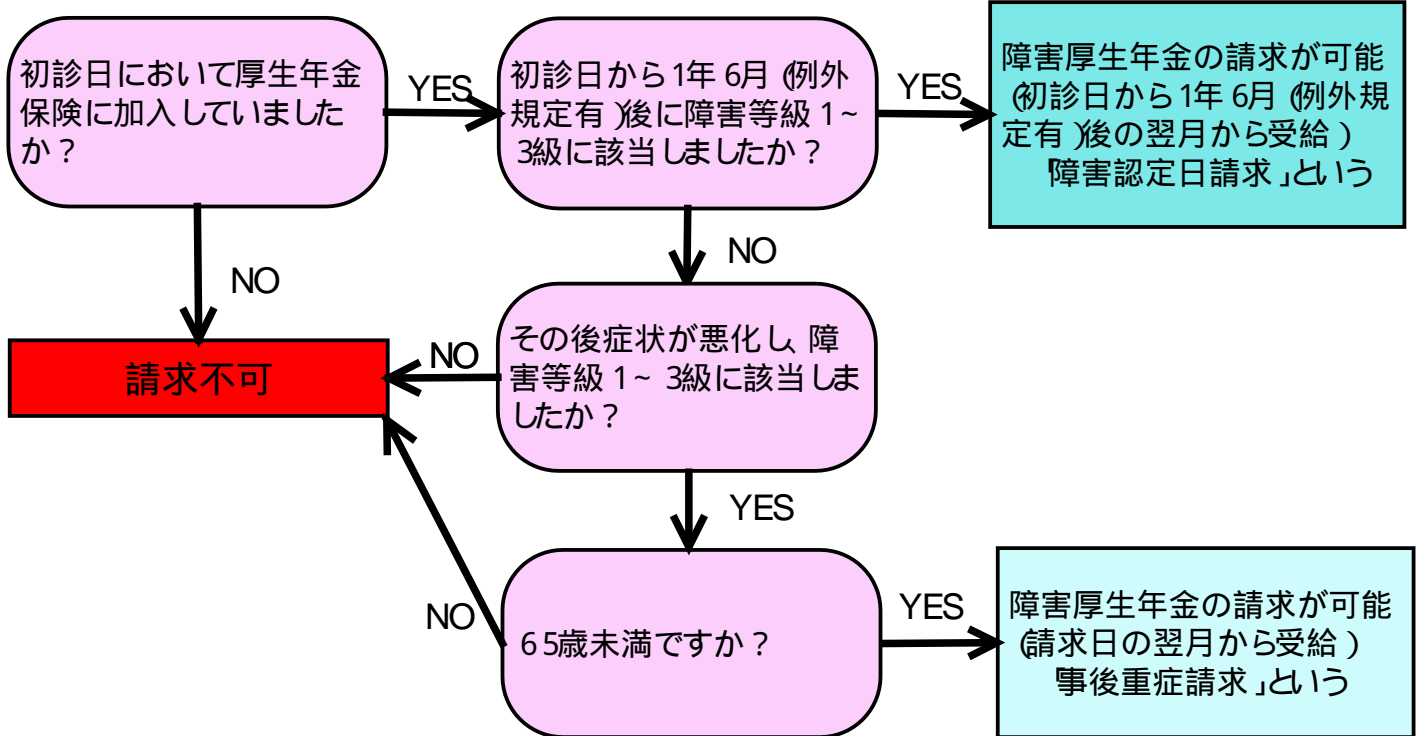
厚生年金保険の加入中に初診日がある場合、この「障害基礎年金受給判定フローチャート」及び「障害厚生年金受給判定フローチャート」の両方を見てください。



他に、保険料納付要件があります。次頁注2を参照してください。

○障害厚生年金受給資格フローチャート

他に、保険料納付要件があります。下記注2を参照してください。



注1.国民年金の被保険者

国民年金の被保険者とは、以下のいずれかに該当する者です。

(ア)日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(イ)(ウを除く)

(イ)65歳未満の厚生年金保険の加入者である者(65歳以上の者にあつては、老齢年金等の受給権を有しない者に限る)

(ウ)(イ)の配偶者で主として(イ)の収入により生計を維持する者

(エ)任意加入被保険者

注2.保険料納付要件

初診日の前日において、以下のいずれかに該当することが必要です。

過去1年間に保険料の未納がないこと

過去の納付義務がある期間のうち、3分の1以上の未納がないこと